

岩手県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

岩手県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県食の安全安心推進条例施行規則（平成22年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定事業者である販売者)</p> <p>第2条 条例第2条第5号イの規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）第21条第10項に規定する製造者の製造所固有の記号を当該製造者と連名で厚生労働大臣又は消費者庁長官に届け出た販売者（当該記号を表示した食品等を回収する場合に限る。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(自主的な回収の着手の報告)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第19条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>省令第21条第1項第1号ロ又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第7条第2項第2号ホ、第3号ヲ若しくは第4号チの規定による消費期限又は賞味期限の表示の基準に違反するもの</u></p> <p>(2) <u>省令第21条第1項第1号へ、ト若しくは又又は乳等省令第7条第2項第3号チ若しくはリ若しくは同項第4号ホ若しくはへの規定による原材料又は特定原材料の表示の基準に違反するもの</u></p> <p>(3) <u>省令第21条第1項第1号チ又は乳等省令第7条第2項第2号へ、第3号ワ若しくは第4号リの規定による保存の方法の表示の基準に違反するもの</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>(特定事業者である販売者)</p> <p>第2条 条例第2条第5号イの規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）第10条に規定する製造者の製造所固有の記号を当該製造者と連名で消費者庁長官に届け出た販売者（当該記号を表示した食品等を回収する場合に限る。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(自主的な回収の着手の報告)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第19条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>府令第1条第2項第2号又は食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下「乳等府令」という。）第3条第2項第2号ホ、第3号ヲ若しくは第4号チの規定による消費期限又は賞味期限の表示の基準に違反するもの</u></p> <p>(2) <u>府令第1条第2項第6号、第7号若しくは第10号又は乳等府令第3条第2項第3号チ若しくはリ若しくは同項第4号ホ若しくはへの規定による原材料又は特定原材料の表示の基準に違反するもの</u></p> <p>(3) <u>府令第1条第2項第8号又は乳等府令第3条第2項第2号へ、第3号ワ若しくは第4号リの規定による保存の方法の表示の基準に違反するもの</u></p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。